

第十回 参議院大蔵委員会 會議録第二十二号

昭和二十六年三月十五日(木曜日)午前
十時四十分開会

本日の會議に付した事件

- 絹人絹織物に対する物品税課税反対の請願(第二八号)
- 絹織物の物品税課税反対に関する請願(第七八号)
- 絹織物に物品税課税反対の陳情(第一五六号)(第一六六号)(第一八四号)(第二六六号)(第四八四号)
- 高級織物に物品税課税反対の陳情(第七四号)(第九四号)
- 絹織物に物品税課税反対の陳情(第七五号)
- 喫煙用具の物品税免税点設定に関する請願(第八号)
- 喫煙用ライターを物品税法中丁類とするの請願(第三三三号)
- 芋あめの物品税撤廃に関する請願(第七号)
- ラジオ受信機等電機器具の物品税軽減に関する請願(第一八四号)
- 彫刻の物品税軽減に関する請願(第七〇一号)
- 揮発油税軽減促進に関する請願(第九〇号)(第九二二号)
- 揮発油税軽減に関する請願(第九一〇号)(第一三三三号)(第一三八号)
- 織物消費税の廃止に伴う損失補償の請願(第六六号)
- 所得税の適正賦課に関する請願(第一一九号)
- 被災害農家に対する所得税適正賦課の請願(第三一六号)
- 農民課税に関する請願(第一六九号)

- 水産業協同組合に対する免税等の請願(第四七五号)
- 冷凍業固定資産耐用年数改訂の請願(第五九一〇号)
- 印紙税法中一部改正に関する陳情(第一五五号)
- 家畜を滞納処分の対象物とすることに關し善処の陳情(第三四四号)
- 中小企業に対する租税軽減の陳情(第四九四号)
- 税制改革に関する陳情(第五九四号)(第八六号)
- 民間資本蓄積のための租税政策に関する陳情(第一四〇号)
- 古書籍業者に対する課税適正化の陳情(第一六七七号)
- 公務員の退職給與金免税に関する陳情(第一八五五号)
- 納税準備預金利子引上げ等に関する請願(第三五五五号)
- 信用保証協会の保証額の再保証に関する陳情(第四八八号)
- 閉鎖機関整理委員会等の職員退職手当制度確立に関する請願(第六一三三号)
- 国内塩業対策確立に関する請願(第六二二二号)
- ソーダ用原料塩輸入確保に関する請願(第六六五五号)
- たばこ事業の民営移管反対に関する請願(第三三〇号)(第二五五五号)(第三七一〇号)(第四〇九号)(第四二八号)(第五〇二二号)(第五七〇号)(第五七四四号)(第五七五五号)(第六七三三号)(第八七九号)

- たばこ事業の民営移管反対に関する陳情(第一二四号)(第一三三九号)
- 江戸川改修工事に伴う土地買収代金免税の請願(第三九七五号)
- アルコール添加による果実酒実現の陳情(第一五七五号)
- 豪雪地方の減税に関する陳情(第六八六六号)
- 寒冷地住民の所得税軽減に関する陳情(第一七三三三号)
- 大蔵省所管の故銑拂下げに関する請願(第五〇八号)
- 葉たばこ耕作保護対策確立に関する請願(第四一〇号)
- 鳥取県日野上村生山に山陰合同銀行支店設置の陳情(第一五四四号)
- 徴税整理期の中小企業金融対策に関する陳情(第一六〇号)
- 公庫の予算及び決算に関する法律案(内閣送付)
- 農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 資金運用部資金法案(内閣送付)
- 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣送付)

小委員会におきます審議の顚末を御報告いたします。

小委員会は去る二月二十日及び三月八日の二回に亘つて開催いたしました。紹介議員又は請願人から請願の趣旨、事情等の説明を聞いたり、又政府のこれに対する意見等をも聴取し、更に質疑応答を重ねる等、慎重に審議いたしましたのでありますが、その結果は次の通りであります。

先ず請願第二八号、第七十八号、第九十六号、第九十六号、第九十八号、第九十四号、第九十六号、第九十八号及び陳情第七十四号、第七十五号、第九十四号は、いずれも絹織物等の高級織物に新たに物品税を課することとに反対するとの趣旨であり、請願第八号は喫煙用具の物品税に免税点を設定せられたいとの趣旨であり、請願第三十三号は喫煙用ライターの物品税の課税分類を丁類とせられたいとの趣旨であり、請願第七号は芋あめの物品税を撤廃せられたいとの趣旨であり、請願第二百八十四号第七百一十号はそれぞれ電機器具及び彫刻の物品税を軽減せられたいとの趣旨であり、請願第九十号、第九十一号第九十二号、第九十三号、第九十八号は、いずれも揮発油税を軽減せられたいとの趣旨であり、請願第六六号は織物消費税廃止に伴つて、生産業者及び販売業者の蒙つた損失を補償せられたいとの趣旨であり、請願第九十九号、第三百十六号は宮崎県下における先年の颱風による被害の事情を所得税の賦課に當つて考慮せら

れたいとの趣旨であり、請願第六十九号は、農民に対する課税を軽減せられたいとの趣旨であり、請願第四百七十五号は、水産業協同組合に対する法人税等を免除し、並びに漁業関係各種税の不合理を是正せられたいとの趣旨であり、請願第五百九十一号は、冷凍業者に対する課税に當りその固定資産耐用年数を案情に即するよう改訂せられたいとの趣旨であり、陳情第十五号は入金領收書及び商品券の印紙税免除の引上げ等印紙税法を改正せられたいとの趣旨であり、陳情第三十四号は家畜を租税滞納処分の対象とすることに關し善処せられたいとの趣旨であり、陳情第四十九号は中小企業に対し、勤労控除の設定、基礎控除の引上げ等租税軽減を図られたいとの趣旨であり、陳情第五十九号、第八十六号、第四百十号は資本蓄積の重要性に鑑みて税制を再検討し積立金課税廃止等の措置を講ぜられたいとの趣旨であり、陳情第六十七号は古書籍業者、古本屋でございます、古書籍業者に對して營業の事情に即するよう課税の適正化を期せられたいとの趣旨であり、陳情第八十五号は、公務員の退職給與金を所得税の課税対象から除外せられたいとの趣旨であり、請願第三百五十一号は納税準備預金の利子を引上げられたいとの趣旨であり、陳情第四十八号は信用保証協会の保証額に對し政府資金による再保証を実現せられたいとの趣旨であり、請願第二百七十四号は財団法人日本製鉄八幡共済組合年金受給

者中第九国会の立法にかかる年金受給者のための特別措置法の適用から洩れた者に対する年金を増額した措置せられたとの趣旨であり、請願第六百十三号は閉鎖機関整理委員会等の職員に對しても、恒久的な退職給與制度を確立せられたとの趣旨であり、請願第六百十二号は塩田の災害復旧、設備改善を促進するため、塩業者に対する融資及び減税の措置を講ぜられたとの趣旨であり、請願第六百五号はソーダ用原料塩の輸入確保のため諸施策を講ぜられたとの趣旨であり、請願第二百三十号、第二百五十五号、第三百一十一号、第四百九号、第四百二十八号、第五百二二号、第五百七十七号、第五百七十四号、第五百七十五号、第六百七十三号、第八百七十九号及び陳情第四百十四号、第四百十九号は、いずれも煙草専売事業の民営移管に反對するとの趣旨でありまして、これらはいずれも政府において研究の上その実現を図るべきものとの考の下に、採択の旨を決定いたしました。

次に請願第三百九十七号は江戸川改修工事に伴い土地を買取られたものに對する所得税賦課に際し右の土地代金収入への課税を免除せられたとの趣旨であります。今後本件と同様の問題はしばしば起ることが予想されますので、政府も一般問題として十分研究すべきであり、又本件の実情については更に調査し善処すべきものとして、陳情第五百七十七号はアルコール添加による果実酒を実現せしめられたとの趣旨であります。ただその限りにおいては現行法規上可能でありますので、あえて異議を唱えるべきものではないとして、請願第六百八十六号、陳

情第五百七十三号は寒冷豪雪地帯の住民に對しては、税率の引下げ又は基礎控除の引上げ等の減税措置を講ぜられたとの趣旨であります。税法上かくのごとき特別措置を規定することは適当ではありませんが、所得の認定又は必要経費の計算等に當り十分実情に合うよう見積る等、課税の適正を図るべきであるとの意味において、請願第五百八号は大蔵省所管の故銃をこれが使用者である鑛物業者に直接拂下げられたとの趣旨であります。これがため

に拂下手続を随意契約制度に改めることは考慮を要するけれども、現行の指名競争入札制度の下においては、適当な配慮を行なつて願意を達成せしむべきであるとして、請願第四百十号は昭和二十五年産葉煙草買上げに當り、今後はその標準の適用を緩和し、等外品もこれを買上げ、更にすでに買上げたものに追加代金を交付する等、耕作者保護の措置を講ぜられたとの趣旨でありまして、その一つ一つの措置は実行困難としても、将来に亘り耕作者保護の趣旨を取上げる意味におきまして、陳情第五百十四号は鳥取県日野上村生山に山陰合同銀行の支店を設置せられたとの趣旨であります。要望を政府に取次ぐこととして、陳情第六十号は二月、三月の徴税期に際して、中小企業金融特別店舗の設置等中小企業金融対策を講ぜられたとの趣旨であります。二月、三月の臨時急速実現は別としても、徴税期における中小企業金融の強化を図る要ありとの意味におきまして、それら採択をいたしました。

右御報告いたします。

○理事(大矢半次郎君) 只今報告のあ

りました請願及び陳情につきまして、小委員長の報告の通り決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めまして、小委員長の報告通り決定することにいたします。

○理事(大矢半次郎君) 次に公庫の予算及び決算に関する法律案及び農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず政府の説明を求めます。

○政府委員(西川甚五郎君) 只今議題となりました公庫の予算及び決算に関する法律案は、従来公同算及び決算に關しましては、従来公同等の予算及び決算の暫定措置に關する法律が適用されていたものであります。が、これら公庫の業務の特殊性に鑑みまして、今回この法律を制定して、業務の円滑な運営に資し、且つ、予算の執行を適正ならしめようとするものであります。

次に本法の内容の要点を御説明申し上げます。その第一点は、公庫の予算につきましては、原則としてこれを収益及び費用の收支予算としたとすものとすものであります。即ち貸付金の利子その他資産の運用にかかる収入及び附屬雑収入をもつてその収入とし、国民金融公庫にあつては、借入金、恩給債券の利子、事務取扱費、業務委託費、固定資産の取得に要する経費及び附屬諸費を、住宅金融公庫にあつては、借入金の利子、事務取扱費、業務委託費、固定資産の

取得に要する経費及び附屬諸費をその支出といたしてあります。右のほか予算の形式及び内容につきましては、これを予算総則及び収入支出予算とし、収入支出予算は、収入の性質及び支出の目的に従つて款及び項に区分することとしたほか、その他の細目は大蔵大臣が主務大臣と諮つて定めることとしたのであります。

第二点は追加予算、予算の修正及び暫定予算の規定を設けると共に、移用、流用、繰越及び予備費に関する規定を設けようとする点であります。

第三点は、大蔵大臣は、公庫の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、收支の実績若しくは見込について報告を求め、又は予算の執行状況について実地監査を行うことができるようにいたそうとする点であります。

第四点は、公庫の決算は、翌年度の七月三十一日までに完結することとし、決算報告書は、予算の区分に従ひ毎事業年度作成の上、大蔵大臣の承認を経た財務諸表を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出することとしたとす点であります。

次に農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農業共済再保険特別会計におきましては、氣象上の悪條件に基く、異常災害の発生に伴ひまして、再保険金の支拂が増加し、これがため支拂財源に不足が生じ、毎年、一般会計からこの不足財源を補てんするため繰入を行つて来たのであります。今後同様様の事態が発生する可能性が考えられますので、このたびこの会計に新たに再保険

金支拂基金勘定を設け、農作物共済及び蚕繭共済に關する異常災害の発生に伴つて生ずることのある農業勘定における再保険金の支拂財源の不足に充てるための財源を一般会計からこの再保険金支拂基金勘定に一括して繰り入れて置き、農業勘定において再保険金の支拂財源に不足が生じた場合には、再保険金支拂基金勘定からその不足を補填することができるとしたとす点であります。

なお、再保険金支拂基金勘定に屬する現金は、この会計の農業勘定及び家畜勘定において一時支拂上現金に不足が生じたときは、これを繰替使用する事ができることとし、農業勘定及び家畜勘定における支拂の円滑化にも資することとしたとす点であります。

以上の理由によりまして、この二法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○理事(大矢半次郎君) 次に資金運用部資金法案を議題に供します。

○愛知揆一君 只今議題になりました資金運用部資金法案につきまして若干の質問をいたしたいと思うのであります。が、御承知のごとく、この法律案が国会に上程せられまして以来、その前後から相当各方面に亘り、反響を起しておるわけでございます。私が考えますのは、昨年の十一月にドッジ氏から政府資金の運用管理につきまして覚書が出ておる。その覚書の趣旨というものが本法案を審議いたします場合の一番前提として重大な問題で

あると思うのであります。この点につきましては、大蔵大臣、郵政大臣等にお伺いすべきであります。本日は先ず以て事務当局のお考えを伺いたいたいであります。一体ドッジ氏のその書簡なるものはどういふ構想から出たものであるのか、或いはそれが覚書として出ます前、或いはその後において、その解釈等についてどういふ応酬が行われたのであるか、その点を先ず第一に伺いたいと思つております。なお資料としてそのドッジ書簡の全文を各議員に配付して頂きたいということをお願いいたします。

○政府委員(舟山正吉君) 現在の預金部資金につきましては、終戦後昭和二十一年の二月に司令部の指令が出ておりました。いろいろの制約が加えられておるのであります。只今この資金運用の方法だけに限つて申しますれば、国債、地方債を引受ける以外は、従来認められておりました金融債の引受、社債の引受というものは一切これを禁止せられたわけでございます。こういう状況でこの二、三年参つたのでございます。他面預金部資金を産業方面へ還流さすということについては、熾烈な要望もあり、又金融財政の総合施策上その必要が痛感せられますので、少くとも金融債の引受ということにつきましては、これを前の指令からはずして、認めてもらうことにつきまして、懇請を続けて参つたのでございます。昨年の秋になりました、二十六年年度の予算の編成と相関連いたしまして、この宿願が認められることとなりました。この際司令部の意向と申しますか、ドッジ氏の意向と申しますか、その考えに基づきまして、現在の預金部

の制度を根本的に改正いたしました上、金融債の引受を認めようということに相成つた次第であります。当初の指令が出ましてからドッジ氏のメモランダムが出ます間には、国内的にはいろいろの意見があつた次第でございます。即ち当面問題となつております簡易保険積立金の独立運用というふうなことに

つきまして、政府部内でもいろいろ意見がございまして、又衆参両院におきまして、院議の決定等もあつたわけでございます。それに基きまして諸般の事務的手続を用意いたしましたこともあつたのでございます。昨年の秋になりました、司令部関係方面の意向も判然としたしまして、又これは当面の財政金融施策上極めて望ましいことであるのでございますので、今回御提案いたしましたような預金部の改組案を作成いたしました次第でございます。

○愛知揆一君 ドッジの昨年の十一月のメモランダムというものは全文発表されて然るべきものだと思うのであります。その点は如何でしょうか。

○政府委員(舟山正吉君) ドッジのメモランダムは公表して差支えないものと存じますので、資料として御配付申上げたいと存じます。

○愛知揆一君 そのメモランダムを十分拜見いたしました上で、又改めて伺うこともあるかと思うのであります。それはともかくとして、只今銀行局長の御答弁の中に、当面の財政金融政策の立場から見ても、この考え方が日本側としても適当だという御発言がございました。これは当面の財政金融政策上の立場から必要だというふう

にお考えになつておるのであります。うか。

○政府委員(舟山正吉君) 私が当面の必要と申上げましたのは、この資金運用部資金法に盛り込んでおります従来の預金部資金の運用方法、これにつきましても、例えば金融債を引受ける場合にはいろいろの制約がございまして、これをもう少し自由にならんかといったような問題や、或いは金融債のほか特定の会社債を引受けたらいいのではないかとといったような議論いろいろあり得ると思つたわけでも、これらにつきましては、現在或る程度まで非常な従来の行き方から比べますれば改善になるといふ考えであるのであります。この預金部制度を改正いたしましたので、資金運用部とするということの制度の根本改正につきましては、これは今後正に恒久的の制度としてかくあつて然るべきものと考えておる次第でございます。

○愛知揆一君 次に伺いたいのは、先ほど御説明もありましたが、日本側の政府部内でも相当閣議決定に至りますまでの間にも、いろいろ論議があつたように承知しておるのであります。この法案がまとまりまして閣議決定になつて国会に提出されるに至りました間にどういふことがどういふ観点から問題になつたか、概略で結構でございますが伺いたいと思つております。

○政府委員(舟山正吉君) 一番問題になりましたのは、簡易保険積立金を戦時中から預金部に統合して運用しております。それが二十一年の司令部の司令によりまして、なおはつきりと謳われたのでございます。これに對しまして、郵政当局におきましては、戦前に

おけるがごとく、簡易保険の積立金は郵政省において、独立運用すべきである、こういう意見が擧頭して参つたのでございます。これを是とするか、否とするかといったような点につきまして、いろいろの論議があつたわけでありまして、併しとにかく司令部の指令が厳存いたしておりました。問題は司令部指令を修正してもよろしいことを要するかどうかということに問題はなるのであります。いろいろ郵政省方面から司令部に対して、そういう要請もいたされたようでございますが、又日本政府といたしましては、内閣等においても論議し、でき得ればそういう方向に持つて行こうかといったような意見にもなつたかに依つておるのであります。併しそれは最終的なものではございません。即ち司令部の指令を改正してもよろしいところまでは参りませんのであります。この論議が段々発展して参りまして、ドッジ氏の覚書によつて結論を出されたものと承知いたしておるのでございます。

○愛知揆一君 その次に伺いたい点は、先ほど御説明にありました、今度の法律案によりまして、従来の預金部資金の取扱ひ法が全面的に修正されることになつたという趣旨の御説明があつたのであります。同時にやはり御説明のうちにありますように、昭和十八年以來の預金部資金の運営の方法、それから特に昭和二十一年に關係方面から発せられたところの覚書に基いて今日まで預金部資金が運営されて来たと思つておりますが、その過去数年間に亘るところの預金部資金の運営の實際のやりかたは、この法律案によつても實質的には大した変化はないというように私は考えるのであります。その点はどこどこが根本的な修正になるのか。或いは根本的な修正というのは何と申しますか、多少誇張しておつたのであつて、實質的には従来の法律及びそれに附加されたところのディレクティヴその他を総合して見れば、現実の運用方法と殆んど何らの違いがないと、こういうふうになるのであります。これは預金部資金の運用先が金融債まで拡がったというふうなことを別にして、その特に今問題となつております簡保との關係においては、従来この法律案によつてどういふふうな取扱ひ方が違つたのであります。その点を伺いたいと思つております。

○政府委員(舟山正吉君) 根本的な改正という用語を用いましたか、どうですか、ちよつと記憶がはつきりいたさないものであります。この長年の制度でありました預金部という制度を資金運用部に変えるということにつきましては、考え方の上においては従来の預金部という概念は、或いは郵便貯金といったような概念と非常に密接な關係があつたかと思つております。このたびは政府に預託せられました国民からの資金、こういうものは今後の資金運用部に統合され、且つそこで総合的に管理せらるべきものであるという原則が確立せられたと思つてございまして、このものの考え方については、こ

ういふような変化があつたわけではございません。併し事務的に申しますと、實際の運営上につきましては従来の行き方、特に昭和二十一年の司令部の指令以來、実行しております方法に改善が加えられ、こすすれ、實態的には殆ん

ど変化はないと申してよからうかと考
えます。

そこで従来の預金部に比へまして、
事後の取扱ひ方法につきまして変りま
した若干の点を例示いたして参りたい
と存じますが、従来は預金部に對しま
してはほかの特別会計等から定期預金
或いは当座預金として資金を受入れて
おつたのでございます。これが今回の
改正法におきましては大体定期の預託
金ということになりまして、これに約
定期間の長短によりまして、これに對
して附する利率も異なつて来るのであ
ります。それでありましてそれからこれ
を附する側につきましてはあらかじめ長期
の余裕金ができまして、これを資金資
用部に預託いたしますならば、従来
に比して運用利廻りが非常によくなる
わけでございます。これに對しまして
資金運用部は預託証書を発行いたしま
す。

それから運用方法につきましてはこ
れを戦前のものに比べるか、或いは二
十一年の司令部の指令以後のものに比
べますか、一つの考え方の相違である
と思ふのでありますが、ここ数年続い
ておりました現状は、二十一年以来の
ものでありまして、それに対しては先
ほど申上げましたように、国債、地方
債に対する引受ということに原則とし
て掲げられておるのであります。その
範圍が拡張せられまして金融債の引受
が可能となつたのであります。これが
変化と見れば変化になるわけでありま
す。

それから冒頭に申上げましたこの国
民から政府に預託された資金の安全確
実なる保管という意味におきまして、
この資金運用部で運用いたしましたも

のについて万一次損が生じた場合
には、その補填として一般会計から繰
入れをする、そうして国民にもう一〇
〇%の安全感を與えるという点、これ
は従来に比へまして大きな改正である
と考える次第でございます。

次にこの運用審議会の問題でござい
ます。従来預金部には預金部資金運用
審議会というものがございまして、大
蔵省におきまして大蔵大臣の預金部資
金運用に関する諮問機関となつておつ
たのであります。このたびは内閣に運
用審議会を置くことになりまして、内
閣総理大臣が会長となり、大
蔵、郵政大臣が副会長となりまし
て、預金部資金が国の全体の利益のた
めに運用せられるということについて
憾なきを期するようになった。これは
大きな変化と言つてもよからうかと思
います。その他若干の点があるかと存
じますが、これは法案の各條に出て参
ることでもございまして、なお御質
問等があれば御説明申上げたいと存じ
ます。

○愛知揆一君 只今の細かい点につ
きましては、追つて逐條的に伺うこと
にいたしまして、問題を交へましてそ
次に伺いたいのは、いろいろと全通信
従業員組合、或いは郵政省簡易保険局
その他からいろいろと陳情や資料を頂
戴しているのではありませんか、それ
に關連いたしまして、若し簡易保険が、
いわゆる積立金運用を独立に運営する
ことができるならば、独立採算制が一層
確保されるというような点があるよう
に承知いたしているのではありませんか、
この点につきまして郵政省のほうから
御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(金丸徳重君) 保險事業
は、これは申すまでもなく積立金の運
用をその事業の内容としていたします
において初めてその完全さを期し得る
次第であります。これはもう私から申
上げるまでもないことではございまし
て、その積立金の運用を事業の内容と
して運営いたします理由は、契約者の
利益を運用利のできるだけの向上によ
つて確保いたしますと共に、その運
用先を契約者のできるだけ利益にお
いて採り出すということにおいて、これ
を又確保したいというところにあるわ
けであります。そこで運用先を契約者
のできるだけ利益において採り出すと
いうことによりまして、或いは契約の
募集面、或いは、契約の維持面に恐ら
く資することができるのでありますよ
う。又利子のできるだけのよいものを
採り出すということによりまして、延
いては事業の経営面收支上に大きな利
益をもたらすことになりまして、従いま
して、独立運用ということと、つまり
事業の運営の内容としてこれをやるこ
とによりまして、それらの自由が得ら
れますと共に、事業経営面におきま
しても、大きなプラスになる、独立採
算制に非常な影響をもたらすことと私
は考えるのであります。

○愛知揆一君 その点につきまして、
実は私多少疑問を持ちます。今度の運
用部資金法によりまして、この積立金
の運用先というものが、やはり、相当
限定されておるのであります。が、独
立運用ということとは別といたしまして
も、簡保の積立金について、ここに法
案に規定されておるような運用先に限
定されるということになりますと、今
お話の契約者の利益において運用先を

探すということが制度としても非常に
限定されるのではなからうか。そこで
問題は簡保というものの制度の根本に
触れて来る問題になつて来るかと思
ふのであります。この運用先は、こ
ういふふうに限定されておるにもか
かわらず、簡保の積立金は独立運用を
することがしなくては必要であるのか、又これ
が独立採算という観点からいつて、具
体的にどういうふうに計算になるの
であるか、その点を今少し詳しく伺
いたいと思ひます。

○政府委員(金丸徳重君) 事業創始
時からこの点につきましては問題があ
つたやうであります。積立金をどう
いふふうに使ふべきであるかというこ
とは、かなり事業創始当時の記録にも載
つておるところであります。特に大
正五年の議會におきまして、貴族院に
おいて取上げられましたときにおき
まして、この法案の決定の最終の議會
であつたのであります。そのときにも
積立金を如何に運用するかということ
につきましては、提案者と質疑者との
間に論議が交わされました。そのとき
提案者通信大臣は、國家財政のために
運用するということは絶対に避くべき
である。避ける方針であるということ
を言明いたしておるわけでありまして
爾來その方針に基きまして國家財政の
直接のためにはなしに、専ら事業の利
益において契約者の利益において、そ
うしてそれが又公共の利益になるとい
う運用先を探しつつ、二十数年間その
運用におきましては極めて効果的な、
有効な運用方法をとつて参つたのであ
ります。これはもう私からこと改めて
申上げるまでもなく、従来の歴史がこ
れを証明いたしておるわけございま

す。戦時中の止むを得ざる措置といた
しまして十八年に一部の運用先を当時
の預金部に任することとなつたのであ
ります。が、当時におきましてこれは戦
時中の全くの特例であり、戦争が終つ
たら元へ戻すという約束が大蔵、逓信
両当局の間に出来上つておつたことも
御存じの通りであります。二十年戦争
が終りまして、従つてその当時の協定
からいたしますれば、当然に本来の姿
に帰るべきであつたのであります。二
十一年の一月でありましたか、マーカ
ット指令が出まして、當時も又これは
終戦後の特殊な國家金融の非常状態に
処するための、止むを得ない措置と私
どもは考へておるのであります。が、こ
の止むを得ない措置として引続き今度
は全部を預金部に預託して、今日まで
参つたのであります。併しなからこれ
が事業経営上決して本来の姿ではない
ことは、もう議論の余地もないところ
でありまして、我々はこれをできるだ
け早くこの非常事態に処する止むを得
なきの状態が、脱却し得るそのので
だけ早いときにおいて、本来の姿に
して頂きたいということとその筋にも
懇請をいたしました。又各方面からも
陳情があり、国会もこれを取上げて決
議をいたしました。政府もその方針を
数回に亘つて言明されておつたのであ
ります。本来簡易保險事業は元來申す
までもなく國營の生命保險事業であり
ます。生命保險事業である限りにお
きましては、運用権は先ほど申上げま
したように事業の経営の内容として持
つてゐることは当然のことと考へます。

○愛知揆一君 その今のお考えを發展
的に考へますと、國營の生命保險事業
であるという点を取上げて考へます

と、今日のような情勢において考えますと、将来の問題として簡易生命保険事業を政府の会計からもつと独立させて、例えて言いますならば一種の公企業組織とでも申しますか、そういうものに将来の制度としてお考えになるというようなことは、構想として考えられておるのであるでしょうか。その点を伺いたいと思うのであります。が、と申しますのは、国営の簡易生命事業ということになりまると、現在いろ／＼の議論があるようであります。勿論会計上経理上の問題としては郵政事業全体に対する保険業務の関係というように、一定の比率や按分を作られて、経理も明瞭に分れておるようにはなっているようであります。が、実際上民間の政府事業などから見ますと、有形無形のいろ／＼と簡易生命事業については便益もあるように思われるというように、こがしばしば話になつておるようであります。それらのことも考え合せて将来の一つの体制としては、何か別個の組織をお考えになるというように、この方がむしろすつきりするかのようにも思われるのであります。が、そういう点につきましてはお考えになつたことがありますが、どうか伺いたい。

国家資金のために、現在の先ほどのお話の中に、当面金融政策上の必要というように資金の統制を受けるというようなことの不便を非常に痛感しているわけでありまして、それが臨時非常のものである限りにおきましては、それを除きましては何らの不便も感じておりません。従いまして只今公団論云々につきましては、それほど深く検討の必要を認めておりません。又郵便局を利用いたしておりますために民間会社などと違つて、相当便益を受けておるのではないかと、いうようなお話でございます。私は確かに郵便事業や、郵便貯金事業の総合的に経営いたしますための便益は確かにあるうかとも思ふのであります。又それ故に郵政省が持つておることの私は利益が非常に多いだらうと思ひます。併しながらそれからいつてほかの事業におおさつていゝることはありませぬ。ただ単に総合経営によつて自然に受ける便益だけを今享受いたしておるわけでありませぬ。

○愛知揆一君 簡易保険局長にもう一点伺いたのであります。簡易保険の法定の保険金の限度は五万円になつておるわけでありませぬが、昨年中などにおきましては、とき／＼新聞記事等にも、或いは投書等にも現れておるようでありませぬが、超過保険を實際に上取つておられて、そうして保険事故の発生いたしたときには、法規上は五万円が限度になつておりますけれども、事故のありました場合の超過保険金の支拂いについては、郵政省としては責任を持つておやりになるのだというように、ごとき御態度がそれらの問題のときに現れておるようと思ふのであります。この問題は、そも／＼法律で限度がきまつております以上は、事故の発生の場合に、超過保険金の支拂ということについては、私は法律上も相当問題があるかと思ふのであります。この点について御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(金丸重君) 終戦後、簡易保険事業も、他の民間会社経営の保険事業と同様に、或いはそれ以上の痛手を蒙りまして、非常に経営上の危機に直面いたしたのであります。何とかしてこれを脱却いたしまして、契約者側の安心を得なければならぬ。そのためには、できるだけ多くの契約を獲得いたして、又獲得いたしました契約をできるだけ確保いたすということに、従業員一同努力を傾倒いたして参つたのであります。それにもかかわりませぬ、二十二年、二十三年におきましては、大きな経営上の赤字を計上せざるを得なかつたのであります。私ども非常にこの点を残念にも思つておつたのであります。特に二十四年におきましては、当時のドッジ・ラインと申されましたが、ああいう政策からいまして、均衡予算を組まざるを得ず、この均衡予算を組むためには、どうしても収入の増大を図らなければならぬ、その収入の増大を図る最大の方法といたしましては、できるだけたくさんの方の保険契約を獲得すること、に、当面の問題といたしましては、落ちつかざるを得なかつたのであります。そこで二十四年度におきましては、月額保険料二十億というような、誠に従来の経験からいましては、大きく過ぎる目標まで掲げまして、この均衡予算の遂行に当つたのであります。

す。そのために現場のほうにおきましては、異常な苦勞を続けまして、どうやら二十億の目標を達したのであります。が、その間いろ／＼と無理がありましたが、それは、私も認めておるところであります。その無理の一つといたしまして、すでに五万円契約いたしております契約者に対して、又勧めたというやうな例もありましたけれども、それからして十萬、二十萬というやうな契約を勧めたというものはなかつたのかも知れませんが、当時事情を調べて見ますと、あとで調べてわかつたのであります。が、保険料を計算したところが、ほかのものよりもよろしかつたといふところから、五万円ではいやだけれども、高いなら入るという事で入つたといふことがあつてわかつて、いづれにいたしても、そういうやうなものにまで食いつかざるを得なかつたほど現場の者は苦勞いたしておつたわけでありませぬ。併しこうしたことが法規上好ましくないことは、御指摘の通りであります。私どもはこの事実が発見されて以来、特にこうしたことの絶無を期して現場の指導に特に注意いたし、或いは人を派遣いたしまして、或いは通牒、文書によりまして、そうした契約の絶滅、手をつけてはいけないうこと、の厳重な申渡しをいたしておつたのであります。二十四年当時におきまして、そうした止むを得ざる事情からいまして、若干そうした契約の生じたことにつきましては、誠に遺憾に存じております。爾来そういうことにつきましては、特に留意いたしまして、絶滅を期しておる次第であります。事情はさうであります。更にそうした契約

について責任を負うかのごとき態度を見せておるのはいかがでしょうかと思はれるというお話であります。私どももこの点につきましては、この誤つて契約いたしたもののなどにつきましての処置につきましては、いろ／＼と苦心、検討いたしたのであります。その結果、契約者側の意向を尊重いたしまして、勿論それはもうそういうものは将来いやだといふことの契約者に対しては、併し勧めたのだから、或いは自分が知らずに、そういうことでもいいと思つて入つたという者につきましては、私どもは法規上はとにかくいたしまして、道義的には無効でありますからということとを申しかねるやうな氣もいたします。殊に何といひますか、保険事業は信用を第一に持つて行かなければならぬ。今こゝで申上げるまでもございませぬ。例へば知らなかつた、或いはうかつかりしたといふことには、私どもでも、でき上つた契約に対して、あとで知らんふりをする、冷酷な扱いをいたすといふことにつきましては、甚だ信用を基礎といたします事業経営者といひまして、とるべき方法ではないと考へまして、理窟はとにかくいたしまして、責任は負うからといふことの態度を以て進んでおる次第であります。

○愛知揆一君 只今局長の御説明を伺いまして、二十三年、二十四年当時の御苦心のほどは、重々お察しするわけでありませぬ。且つ昨年の暮に漏れ承わりますと、超過保険の問題につきましては、今後絶対に超過保険をとることをしないようにという末端までの示達を郵政大臣からされたということも

承知をいたしておるのであります。一方からいへば、契約者は善意で勧誘に乗り、或いは自発的に超過保険を契約をした、そこで事故が発生した場合に、これに対して支拂うかどうかという点については、非常にこれは實際問題としてむづかしい法律的問題も勿論であります。社会的な問題でもあり、又只今お話の通りの簡易生命保険事業の信用にも関係する問題だと思ふのであります。十分一つの点につきましては、各方面とも御協議の上、善処して頂くように重ねてお願いをする次第でございます。なお又誠にこれは微妙なところでありまして、その処理の如何が、又将来における民保との間にいさゝと紛糾を起すこともあると思ふので、その点については、特に十分御配慮願いたいということを希望として申上げて置きます。

次に問題を元に戻しまして、大蔵省のほうに伺いたいのでございますが、今度この新法案が提案されることに關連いたしました、私どもの要望しておりました従来の預金部資金が相当程度民間に還元されるということになったという点は、非常に御同慶に堪えないのでありますけれども、申すまでもなく郵便貯金にしても、簡易保険にいたしましても、全く零細な大衆からの資金を吸収しておるのであります。が、今度の法案では先ほど申しましたように、拡がりました点は一口に言へば、金融債に運用先が拡がっただけであつて、どうも社会的な感覚から申しますと、金融債だけでございまして、農林中金や商工中金も勿論あります。が、一口に言えば、大企業に偏

重してこの金が運用されるのじやなからうかという感じを、どうしても私は否定し得ないと思ふのであります。戦争前の預金部資金の運営のやり方にも、いさゝと問題はあつたことと思ひますけれども、この際今少しこの資金運用部資金を広く、いわゆる大衆に還元するといふような点について、は、もつと配意が加えられて然るべきではなかつたかと思ふのであります。が、その点についての御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) 今度運用範囲が拡張せられまして、金融債を引受けることができるようになりました。現在金融債を発行できます金融機関として興業銀行、勸業銀行、その他農林中金、商工中金、こういう長期の資金を扱う特定の銀行に限られることになりました。私どもはこの興業等におきましてはこの資金が主として今大企業方面に流れるということになるかと思ふのでございますが、商工中金、農林中金等は必ずしもこれは大企業を対象とする金融機関ではございません。この預金部の資金が長期であるという本来の性質、これをこの資金需要者側で本当に要求しております農業方面の資金、或いは中小企業者の必要としております商工中金、こちらのほうに資金が流れますことは国民にあまねく便宜を供與するゆゑであると考えておるのでございます。もつとこの行き方を拡げたらどうかという点につきましては、若しそういう金融機関ができて、そして債券を発行するということになりますれば、これを拡張して参るといふことについて

は、少しも異論がないところでござい

ます。○森八三三君 先刻大蔵省の御説明によりますと、本法と現在の制度と変更する点は、預金部預金法を廃止して新たに資金運用部資金法を制定したという形式的な一つの変化と、更に運用に關する運用先が拡大せられるといふような点が取上げられます。大きな点でありまして、實質的には大して現在のそのものと重要な変更はないといふような御説明であつたと伺うのであります。が、そういたしますれば、郵政関係からいさゝと陳情や意見を述べられておりますような問題も惹起することはなくして済むように思われるのであります。が、どうか非常にこの問題が発表せられてから大きな問題を巻き起しておるのであります。ただ形式的に多少の変化はあるが、實質的な変化はないといふことについては、この巻き起つておりますいさゝと事態から考えまして、まだ問題があるのではないかと、これに思ひますのであります。が、これに關しまして、郵政当局にお伺いをいたしたいと思ふのであります。と申上げると、先刻抽象的に、觀念的に話はありましたが、今度の制度によりまして、戦争中から今日まで止むを得ざる非常時の対策としてやつて来られたという、それを元へ戻そうというのであります。その非常時対策として進んで参りました間に、具体的にどういふような支障があり、どういふやうな不便があつたのかという点をお話を願ひたいと思ひます。

○政府委員(金丸徳重君) 戦争中一部を預金部のほうに預託したものであります。が、又一部は当時の通信省独自で運用いたしております。その運用先は地方債が主でありましたために、資金還元という一応保険積立金の運用先の一つの眼目とも申します。か、運用方法の原則の一つでも申しまして、おつたのであります。二十一年のマーカット指令によりまして、又全部を統轄いたしました。が、その預金部における運用先につきましてはかなり拘束がありました。が、地方債のほうに一部は流れておつた。實質的に地方債のほうに流れることによりまして、地方還元は開かれておるとはいないが、実は契約者のほうにいたしましては、自分たちの保険の積立金がこういう形で地方に歸つて来ておるのだといふ。その過去の実績を見ておるため、何とかそういう実体を明らかに見せつけられるということによりまして、非常に契約を續けて行く上の意欲を向上いたしまして、又従業員といったしましては、戦時非常のために一時或いはこういうことになつたとはいないが、将来はやがて元のやうな姿で郵政省が運用するのであるといふ大きな希望を持つて進んでおつたのであります。その希望を持つて参りました。暑に勤勞意欲も向上して参りました。暑い所、寒い所も、一度で足らず二度、三度、五度契約者の家にお邪魔しては集金をいたし、又募集をいたしておつたわけでありまして、それはただひとえにこの苦勞は将来本来の姿に歸つて来て、自分たちの契約者側に対する約束通りの運用ができるという、ただ一つの希望の下に努力を續けておつたわけでありまして、従ひましてその希望を絶

たれるということになりますれば、忽ちここがつかりますことはこれは人情の自然であります。契約者といったしましては、事業創始当時からそういうものである、保険の積立金は保険事業にふさわしい使い方をしようといふことによつて契約をいたし、又契約を續けて参つたのであります。が、今日只今よりそういうものではないのだ、制度としては變つて行くのだといふうになりますといふと、約束が違ふという氣持も起つて参るのであります。それらの点は非常に今日若しそうなつた場合におきましてはと心配されると同時に、今後一層の心配があるのではありません。現場のほうで心配いたしております。その点であります。

○森八三三君 只今のお話はやはり抽象的なお話であると思ふのであります。が、戦時中に臨機の措置として進んで来られたその実績において契約者なり預金者が非常に意に満ちませんでした。に、契約が非常に具体的に減少したとかいふやうな事実が考えられますか。どうか。抽象的でなくて、具体的に何か問題があるのかないのかという点は、如何でございましょうか。

○政府委員(金丸徳重君) そういう止むを得ざる拘束を受けておる故にどれくらい不便なり不利を具体的に受けておるか、何か事実、或いは具体的に示せといふことでございまして、専ら非常な不便を感じておると思ひますが、その不便を将来への希望のためにあえて克服しつつ、言つてみれば、二度で済むところを三度、四たび契約者をお伺ひする。或いは晝ですむところを夜まで行つて、いさゝと

説き伏せて契約を取る。又集金をいたしておる。つまり言葉を変えて申しますならば、その不利、不便、不自由さをただひとえに従業員一般の努力によつてカバーしつゝ今日まで参つておるわけでありませう。

○森八三君 今度の制度によりますと、資金部の運用審議会というものを設置することに規定をされておるものであります。が、只今のような契約者なり預金者の希望というものが当然審議会を通じて十分に主張されて然るべきものであり、ここで問題は総合的に解決をされて行くという方向が見出されるように思うのであります。が、この審議会を通じて、今お話になつたような契約者なり預金者の希望というものが達成されるという方向を見つけて行くかということについてどうお考えになりますか。

○政府委員(金丸徳重君) 委員会によつてこちらの希望なり意向なりを十分に反映するというのも一つの方法ではある。併しながら先ほども私は申上げたのであります。が、保険事業と積立金とは切つて切り離せないものである。この切つて切り離せないものをあえて切つて、そうしてそれを委員会の運営によつてカバーしようとしたとしても、これはもう全く本質的に違つて来ておりますので、私はさようには考えません。

○愛知揆一君 私はまだたくさん伺いたいことがあるのでありますが、もう一つだけこの際伺つて置きたいのは、本年度の地方債と金融債の発行の計画、それから本年度に限らずこの三月までの地方債の起債の状況並びに金融債の発行の状況、これを数字的に

伺いたいと思います。若しこれは今詳細な御答弁がむづかしければ、資料によつて御説明願いたいと思います。

○政府委員(舟山正吉君) 只今の点は高橋説明員から御説明いたしたいと思ひます。

○説明員(高橋俊英君) 只今のお尋ねになりました地方資金及び金融債のほうは、終戦後マーカットの指令によりまして資金部の資金が国債及び地方債に限定せられまして、実際上は国債の新規発行は、昨年度までは預金部として引受けるべきものはございませんでした。それで殆んど主力を地方債に集中いたしておりますので、最近におきます地方債運用額の現在高は非常に大きなものとなつております。これをまあ数字的に申し上げますと、昭和二十一年度末におきましては、地方債運用額は四十八億四角りござい

ました。二十二年、この頃はインフレーションのために預金部資金自体の増加が余りありませんでしたので、地方債に対する率も勢い少くなつたのであります。が、七十八億四角、現在高として七十八億四角でございます。それから二十三年度になりますと、この頃から漸くインフレが解消、インフレの度合が鈍りまして、資金の蓄積も多くなりまして、相当多額に地方債を引受け得ることになりました。四百九億四角に達しました。つまり二十三年度の起債は四百九億四角でございます。なお二十四年度末におきましては七百九十八億四角、それから本年に入りまして相当多額の短期融資もやつておりますが、それとお起債前貸しの形でやつておりますので、十二月末現在におきましては一千五十七億四角が地方公共

団体のために投資されております。そのほかなお別に金融債につきましては、本年度二百億四角という枠を、この資金運用部資金法を成立せしめるという予想の下に、つまりそういうことを考えた上で月々特別の許可をもらつておりました。只今までに二分まではお済み、お予定通りやつております。三分までは、お六十億七角を予定しております。が、この三分は未だ許可を得るに至つておりませんので、それを除きましては、二百億四角のうち六十億七角を除きましては大部分は運用しておるわけですが、その預金部資金が地方債に運用された経過につきましては、ここに資料がございましてからして提出したいと思ひます。

○愛知揆一君 それからいま一つ細かいことで恐縮であります。先ほどちよつと尋ねました中で十分お答えがなかつた点をもう一つだけ追加して尋ねたいのですが、それは簡保の運用収益と独立採算の問題であります。けれども簡保の場合におきましてはたしか簡易生命保険法の十八條であつたかと思ひますが、それによりまして、資金の予定運用利廻りは年三分五厘を前提にしておられるように思ふのであります。これを資金運用部に、今度新設される資金運用部に預託されるところになりまして、その預託の利子は何分になるのでありましようか。

○政府委員(舟山正吉君) ちよつと要点を、甚だ失礼ですけれども……。

○愛知揆一君 伺いたいのは、簡保の資金の予定運用利廻り、それからその現状と、それから今度の法律案によりまして資金運用部に預託しました

場合に、その預託利子がどういふふうになるかという点であります。

○政府委員(舟山正吉君) 簡保の予定利率は三分五厘であります。それで二十六年におきましては預金部資金の場合であります。簡保からの預け入れに對して年四分五厘を拂う計画になつております。それが今度の改正によりまして、資金預託の資金の長短によりまして利率が異なりますが、簡保の資金のごときは長期に預託することが可能なのであります。五年以上になりますれば五分五厘ということになります。

○愛知揆一君 そうするとその点だけから申しますと、却つて資金運用部に長期に預託したほうが、簡保としては独立採算が有利になる、こういうふうな考へてよろしうございませうか。

○政府委員(舟山正吉君) 私はそう考へます。

○愛知揆一君 それからそれに関連しまして附則の第十項で、この法律施行の際、現に積立ててあるものについて法律施行の際にこの附則十項の適用を受ける金額は幾らになりますか。

○政府委員(舟山正吉君) 三十六億四角でございます。

○愛知揆一君 そうするとその三十六億四角についての利子は幾らになるのでしようか。その三十六億は今回は預託をされないことになる……。

○政府委員(舟山正吉君) そうなんです。

○愛知揆一君 そうすると仮にこれが預託された場合とこの法律の附則によつて預託されない場合とがありますね。その間の利廻りの差額が、どつち

がどういふふうになり有利になるか、その点を伺いたい。

○政府委員(舟山正吉君) この附則の十項によりまして運用されております資産につきましては、その平均利廻りが入つておりますので、その平均利廻りは簡易保険局からお聞きと願ひたいと思ひます。これを資金運用部に運用するとすれば先ほど申上げたようなことになると思ひます。

○政府委員(金丸徳重君) 只今舟山銀行局長からの回答で或いは誤解されたいけませんので、私から附加えさして頂きます。四分五厘で従来預金部のほうにお預けいたしておつたのは、一時の止むを得ざる措置といたしまして、すぐにこれは本来の姿に戻つて来る、独自の自主的な運用ができるまでの我慢であります。若し自主的に運用いたしますならば、昨年或いは一昨年あたりは相当の高利に廻したものであります。それにもかからずあ一時的……、一時である、やがて本来の姿に帰るからというのでむしろ根本問題の解決のほうに努力をいたしておりまして、利子の点についてはあまり大蔵省側に交渉も積極的に行つた結果であります。が、今度は五分五厘であるから三分五厘の予定率からいたしますれば、相当有利であるといふことにもなるわけですが、併し簡易保険事業が若し自主的に運営いたすとしたしますれば、五分五厘以上にも、もつとも運用できるものと私は考へております。又仮に五分五厘で運用先が契約者の利益に直結するものと、そうでないものとを違ひによりましては、私は契約者側に與える利益、

金融政策一般、これらと総合して運用しなければ国全体のためにはならぬ。こういう考えにおきまして、この資金の運用につきましては、財政金融の担当者であります大蔵省が総合的な目でもって運用して行くということが最も適切である、こういう考えを持つておる次第でございます。これによりましてこの預金部資金は従来も公共の利益のために使つて参つておるのでございします。その中には資金の中央集中を極力避けて、地方に還元するという考え方も入つて来るわけでありまして。單に地方から集つたものをそのまま地方に返してやるというだけでは、国民経済全体の発達なり、進展なりというものは期し得られないということは申し上げるまでもないことと思ひます。

○松永義雄君 郵便貯金へ、或いは簡易保険へ金が集つて来る傾向については、これは長い間の市中銀行の経営振りがよろしくなかつたからで、最も顯著なる例は金融恐慌に現われておる。台湾銀行と鈴木商店のことは誰しも知つておることなであります。でそのように我々は郵便貯金をいたすのだから、その郵便貯金なり、簡易保険というものは、確實に使つてもらいたい。確實にしてもらいたい。大きな人は利息を勘定して郵便貯金、或いは簡易保険に入られんかも知れないが、我々のごきものは、確實なんだから、だから預金したり、保険料を納めておるといふわけですね。それが今度一般の銀行に金を廻して、そうしてそれはどこへ行くか、我々預金者にはわからないといふような運用振りに相成りますと、我々はその簡易保険なり、或いは又貯金なりについて考えなければならぬといふ

ことになる。例えば国債を第一に買つて置こう、或いは地方債に金を向けて行こうといったような、我々として極端なもの言ひ方ですが、そうした方面に金を持つて行く道が塞がれて来るということになると、これはもう疊の中にしまつて置いたほうがいいのであります。疊の中にしまつて置くということとは、それは利息を考えると、元金に戻つて来る、元金をつかんでいなければならぬというのが郵便貯金をする者の気持ではないかと思ふのであります。然るに今度の法律を見ますと、こうした気持の金を、金融債といったような方面に向けられて行くことになれば、我々の気持というか、恐らく預金者の気持に反することに私はなると思ふ。零細な労働者の貯めた金の一部の大きな企業家に金向けられて、而も市中銀行がそんな金をいつまでも置くといふのは困るのだといふた、そうして肩代りでもさせるかのごとき印象を與へつた。私は今度の法律をそのまゝ解釈し、銀行局長のお話を聞けば、恐らく間違いないと思ふけれども、併し世間で流布されておるところによりまして、いろいろな噂が飛んでおる。その噂自体が御承知の通り札に対する信頼というものを、まあ言葉は卑近ですが、置いておればこそ、札の値が出ておるのだといふことを世間で言つておる。それと同じように、まあ預金部へ預けて置けば間違いないのだと言つたような、一つの先入主で以て預けておる。そういう考えがぐらついておる。これは現実の事実でありますが、それに対してどういふふうにお考えになるか。

○政府委員(舟山正吉君) 今度の資金運用部の資金は、国民から預かつた資金でありますから、もう絶対確實に運用しなければならぬといふことは、御指摘の通りでございます。そのためには第一條の目的にもそのことが謳つてございします。それから預金部資金運用法ではなく、特別会計の経営におきまして、万一運用によりまして欠損を生ずるといつたようなことがありましたならば、一般会計から補填して、預金者、保険契約者等には絶対に迷惑をかけないといふことが今度新しく改訂されました大きな改正点でございします。それで預金者及び保険契約者等の安全感を増したのでございします。併しこういう規定があるからといひまして、運用でルーズになりまして、損失を来し、一般会計から補填してもらふことを漫然と期待しておるといふことは、適當でないことは申すまでもないのであります。そこで資金運用部の資金運用の方法といたしましては、やはり第一に国債、地方債といふ、信用確實なものに原則としては限るのだといふことに相成つておるのであります。併し資金に余裕があり、又郵便貯金に例をとりまして、これが貯蓄銀行でありますれば、集まりました資金が産業に還元するのであります。そこで資金運用部におきまして、それらの資金は金融債のルートを通じて産業界に還元するといふ措置をとつた次第でございますが、この金融債の引受につきましても、漫然とどの金融債を無制限にとつてよろしいといふことは、非常に危い事態も想像されますので、法律の規定におきまして、金融債の引受の方法につきましては、いろいろ

の制約があるのでございします。これは第七條の二項、三項に出て参るのでございます。これを一口に申しますれば、当該金融債が市場においても一般から確實と見られて、十分に市場に信用あるもの、そのものの金融債、その金融債の一部分を資金運用部においても引受けてよろしい、こういう規定になつておる次第でございます。

○松永義雄君 只今第七條に融資絶対額の規定がある。若し損失を生じた場合には、政府は補償するといふ規定があるといふことであります。何かあなたに御承知ないかも知れないが、あの金融恐慌のときにおいて、最後に安田銀行が取付に會つて、今日はおすこの銀行、明日はこの銀行といふふうになつた。政府はあとで損失を補償するといふが、金融界の問題はもつと大きな問題だ、そんな小さな問題ではない、我々外部からみておつたものでない、我々内部から見ておつたものでない、それが一片のただ條文で、政府が補償するから安心だなんて、殊に最近の日本の経済界の進行振りをみますと、ちやうど第一次大戦のときのような好景氣まきに至る、そういつて言いはやして兎町あたりも盛んに煽り立てておるけれども、我々曾つてそういう経験を新聞なり實際においてみて来た、今にしてこの肚を引締めてやつて行かないと再びあつた現象が来ないとも限らない。終戦後めちやくちやになつた日本の財政経済、それを急速に建て直そうといふ気持は了とする。誰でもしなければならぬと思ふけれども、それに対して余り大きな欠陥を包蔵して行つたならば、私は恐るべき結果が起きるといふことをここに予想し

得る。我々勤勞階級の頼りというものには郵便貯金である。又簡易保険である。簡易保険金額が殖えて行くのを喜んでおる。これが伸びて来るならばその資金は出せるだらう。経済界が金が必要だ、それはわかります。わかるからといつてその金をさうした一つの穴を作つて向けて行くといふことは、それは三億や四億は何でもないが、それからそれへと進んで行く。あなたは法律を作るときにはそういう考えでお作りにならないだらう。もうそう信じてお作りになる。ところが絶えず組織は変り、人が代つて行つて、そうしてその金を運用する人になつてみると、法文があつて大丈夫だ。今もおつしやつた通りに、いずれこの法律が通過することとが予想せられるから、まあ金を廻しておるのだといふこともおつしやつておる。我々はこの点において、ここで我々のような金に縁の薄い者がそんなことを言つてもおかしいが、併し我々は正から昭和の三、四年頃までの金融恐慌で、大勢の人に頼まれて、銀行に行つて、そうして預金を返してもらつたときのことを我々は思ひ出す。最近の経済界なり、或いはここでも問題になつておる公団の問題もあり、實際に信用する気持を棄てて行かなければならぬ。我々にしたつてさうです。政府、我々自身だけのことを申上げるのではない、政治が何となくわあ／＼しておるといふ状況なんです。世間全体がわあ／＼しておる。幾分でもこれは引締められるところがあれば引締めて行かなければならぬ。全体そうやかましく言つたんでは産業は伸びられないだらう。こう言われればその通りだけれども、或る程度まで引締めること

ろは引締めて行き、守つて行くべきところは守つて行かなければならん。それを市中銀行に廻して、市中銀行が更に産業界に流す、私は頭をひねらざるを得ない。殊に今まで簡易保険なり、或いは郵便貯金が地方債に廻つて行つて、地方費に廻つて行つておつた。そうでなくとも窮屈になつて来ておる今日の地方なり或いは中小商工業者は、ます／＼金の廻りがもう悪くなつて困る。一方で大きなものをこしらえて、そして大きなものに経営さして行くというのは日本の復興のゆえんである。確かに効用はあるけれども、併し大きなものを作るといふことは、現在日本の幸いかどうかといふことは又大きな疑いがある。国民全体が平穩な生活を送つて、初めてそこで国家というものには守つて行かれるし、治安が守つて行かれる。百年先に金持になるか、十年先に金持になるか、私はむしろ今日の日本の情勢としては、私はゆつくりやつて行つたほうがいい。腰を落ちつけて。今に三年経つたら百億ドルでさるとこの間或る元の銀行の總裁がおつしやつた。それに対して水を浴びせるような非難が英國で出て来ておるとは御承知の通りであります。少し財界は酔い過ぎている。思い上つてゐる。勸銀の副總裁の山田さんでさえ、二割、三割の配当をしている会社があるじゃないか、ああいう人たちがですらそう言つておる。我々が言うなら、あいつらいつでも言うから言いそうなことをだと言ふだろうけれども、そういうことを言いそうもないような人が言うようになっておる。非常に不健全、氣持が不健全だ。二十五割、昨日の新聞を見ると利益が二十五割、二割五分で

はない二十五割、そういう方面に金を廻さなければならん……尤も地方なんかで勸業銀行ならば信用する人もあるでしょう。併し市中銀行は何でも短い間に金を貸して利息を上げる機関なんだ。だからそんな金貸しに貯金するのはやめて、その金を郵便局に乗変える。すべて利己的な考えから出発しておる。決して国家及び国民のためを思ふつて彼らは考えているのじやない。若しそれに諸君が乗つて行つたら、我々の郵便貯金というものはどういふふうに使われて行くか。郵便局の連中、全逓の諸君たちは、こんなふうになつたら、おれたちは簡易保険なんか山の中を歩いてなんかやつても馬鹿々々しいということをやつておる。あんた耳にしておられるかどうか。お前たちならば集めた金を貸してやることもできるのだ、こういうところに初めて簡易保険の生命がある。或いは貯金しなさい、盛んに僕らのところにやつて来て、今月貯金をしてくれ、貯金をしてくれと言つてやい／＼言つておる。やらなければ貯金の目標が達せられないから、やい／＼言つておる、まあ郵便貯金をやらなければ貯金の目標が達せられないから、やい／＼言つて来る。まあ郵便貯金ならいいよ、私もやつてやるよ、貯金しよう、貯金しなければならぬ。併しその気持は、確實、だという点が中心なんです。やはり人間は利己的ですから、確實ならそんな利廻りなんかいい。利廻りがどうかこうかということになるならば、兜町へ行つてスベキエレーションをやればいい。あそこでも間違いないということをやつております。この言葉はどこでも使われている。問題が具体的に……我々

としてみれば、我々の個人的の考えとしてみれば、あした金は社会政策的に使つてもらいたい。社会政策的に使つてもらつて、そのために仮に不回収になつても、くやしけれども又それに慰むるところがあるというくらいに我々は考えておる。大体郵政省の大臣をここに呼びして、少しつかりしようじやないかと僕は言いたいのだけれども、この頃池田さん、羽振りがいいものだから、金をどん／＼集めている。併しそれは一つの笑ひごとじやないので、我々としては……、疊貯金も、單箇預金も少し置いておかなくとも危ないです。まあ八割くらい戻つて来るかも知れん。そういうようなことです。まあ、一つ考えて置いてもらいたい。

○政府委員(舟山正吉君) 郵便貯金等の安全性につきましては、まあ政府が保証するのでありますから、まあこれ以上の安全を保証する方法はないように考えるのでございます。それから金融債を発行いたしますけれども、これは何も銀行の貸しておるのを肩替りするということではございませんで、現在市場では長期資金が非常に足りないということを言われておる。なま／＼資金運用部の資金がその性質の長期資金でありますので、そういう債券を持つことが経済の上に非常に有益であるということ、その運用につきましては危険を防止する方法は十分考えておるわけでございます。

○松永義雄君 もう一点だけ。運用は昔運用委員会というものがあつたようですが、今はどういうふうになるのですか。とき／＼日本銀行の政策委員会なんかも議論しておるように新聞で散見しました。その結論だけ簡単に申

しますが、勤労者、預金者の代表というものは入っておるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 運用審議会
につきましては、従来預金部時代には、
大蔵省にあり、その後の日銀に置かれ、

大蔵省にありましたのを内閣に置いて
おります。国政一般等を勘案いたしたつ
つ運用の適正を図ろうというわけではな
い。

ぎいます。それからその委員には、会長は総理であります、それから副会長

は大蔵大臣及び郵政大臣、そのほかの委員には郵政、厚生等の事務次官も入

るのであります。これは預金を預かる、集める側の代表といたしまして十

分はその利益は主張される仕組になつておるのであります。

○松永義雄君 勤労階級はどういう二

金が大部分です。金持が郵便局に預け

に行くといふ金のありかがカムフラージュできるといふ方法もあるでしょうが、

併し実際は大部分が勤労階級です。勤労階級の代表者は……、いつも財閥の

代表者ばかりで……。これは人間ですからね。財閥の代表者は自分の利益のために主張する。勤労階級は一人一人

ために主張する。堯学階級は一人も入
つておらん、どういふわけですか。
○政府委員(舟山正吉君) 今申しまし

たように郵政、厚生等の關係官吏も入りますれば勤労者等の利益も十分代表

し得るものと考えております。なお学識経験のある者というものも若干加え

であるのであります。これらのかたは大所高所に立つていろいろ意見を申しこるのであります。

○理事(大矢半次郎君) これにて休憩にいたしました、午後は一時半再開い

たします。

午後零時三十五分休憩

午後零時三十五分休憩
午後二時九分開會

○理事(大矢半次郎君) 午前に引続きまして會議を開きます。

関税定率法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○愛知揆一君 関稅定率法の改正について二、三主稅局長にお伺いしたいの

であります。その第一は今回の改正案によりますと、従価税制度をとら

且つ従価税の課税価格の決定の基準については、法案の第二條に詳細な規定

がありまして、現在の従価税に比しますと、相当客観的な基準がきめられます。

るように、これによると拜見したのであります。併しそうは言うものの、や

「此等ノ書類ニ記載セラレタル事實ガ

真実ト認ムルコト能ハザルトキ其ノ他
此等ノ書類ニ依リ難キ事由アリト認メ

「果敢面各々央三ノレ、著ノクハ
ラルトキ」というようなことが書いて
ございまするし、又第三項において

は「課税価格ヲ決定スルコト著シク不
適当ト認メラルトキ」というような、
やはり主観的な規定もまだ相当に残つ

ておるので、これらは事柄の性質上止むを得ないことだと思ふのであります

が、この「著シク不適當ト認メラルルトキ」とか、或いは「此等ノ書類ニ依

リ難キ事由アリト認メラルトキ」といふような、こういうような主観的な

規定については、何らかの法案を更に客観的に抛るべき基準を設けるとい

うようなことを、行政的に、例えば通牒その他において詳細な規定を更に作られるような御意図がありますかどうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 御尤もな
られるような御意図がありますかと
か。それを第一に伺いたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 御尤もなお尋ねでございまして、私どもこの規

定の立案につきましては、実は相当苦心をしてまあ作つたのでございます。第一には、最近の国際的な大移動、殊にガットで定めておられますところの基本方針、それに即応することを第一義としたしまして、お話のようにできる限り判断の基準を法律で制定するという趣旨でこの法文を作り変えてみたわけでございます。そういたしまして、お話のようになるべく輸入申告書に記載された額によつて決定するというのを基本的な一つの基準にいたしておきますが、それによりがたい場合、或いは真実でない認められる場合におきましては、他の基準による、他の方法による。但しその他の方法によります場合におきましては、ここに書いてありますように「同種又ハ類似ノ物品ノ前項ニ依ル課税価格ニ基キ」決定するといふきめかたにいたしても、やはりその輸入申告書に書いたそのまゝとするわけにいかんという場合には、それと前後いたしました場合における同種物品の課税価格によるということにいたしておりますので、先ずそういう点につきましては、或る程度客観的な基準が與えられるように、できる限り配意いたしたのでございます。但しどうにもいかにない。そういうことによりまして如何ともきめ得ないような特別の事情あるときは、これは最後に国内における価格を基準にするということにいたしておるわけでありまして、やはり御心配のごときは御尤もでございますが、同時にできる限り例外的の場合におきまして、客観的なものによることにいたしておるのでございます。それで勿論今お尋ねのどういふ場合にそういうこと

によるかということになりますと、お話の通り相当判断の余地がございますので、こういう点につきましては更に極力国際的な取扱いの細目をもよく検討いたしまして、できる限り通牒等で述べ基準を明かにいたしまして、御心配のような点をできる限り少くするように努めたいと考えておる次第でございます。

○愛知揆一君 それで了承いたしました。更に納税者の側から異議がありますような場合に、その異議の取扱いについては、例えば税関長に対する訴願でありまうとか、或いは関税訴訟委員会というふうなものもあるようでありまうが、その異議のあります場合の処理の方法については、この関税定率法の一部改正だけではつきりしないわけでありまうが、これは恐らく別途提案を予想されるところの関税法その他において規定されることと思ひますが、従来の取扱いと違ふ取扱い方法を何かお考えになつておりますか。その点をお伺ひいたしたい。

○政府委員(平田敬一郎君) お話の通り異議があります場合の処理につきましては、関税法で規定いたしております。御指摘の通り不服があります場合におきましては、一カ月以内に理由を附して税関長に審査の請求をなすことができるとにいたしております。これらの規定につきましては若干最近の事情に應じて合理化すべく、目下立案いたしまして、先般別に関税法の改正案としてたしか提出済みだと思ひますが、処理の迅速化を図る方法とにいたしておるのでございます。

○愛知揆一君 関税法の一部改正案はいつ頃提案になるお見込でございますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 関税に關しましては関税定率法のほかに関税法の一部を改正する法案と、保税倉庫法と、保税工場法の一部改正法案、この三つを用意いたしておるのでございますが、私先ほどもつと申し上げたのは間違つておりました。関税法の一部を改正する法案につきましては、まだ関係方面のアグリーメントがございせんので、できるだけ早く提案する運びに参りたいと考えております。近く提出することができると考えております。保税倉庫法と保税工場法の一部改正法案につきましては先般提出いたしました。関税法の一部改正法案だけは少し遅れております。

○愛知揆一君 定率法の改正、関税法の改正に關連して、いま一つ伺ひたいと思ひますのは、税関行政の一元化の問題であります。これは前回の委員会の際の油井君からも極く簡単に発言があつて、大蔵大臣からも極めて簡単な抽象的な御答弁があつたわけでありまうが、現在の制度を見ますと、税関のほかに海運局、海上保安部、港湾建設部、それから通商産業局、海産物検査所、動植物検疫所というふうな殆んど十指に余るような中央官庁の出先機関があるわけでありまう。更にそのほか問題によりまうと、地方自治体の諸機関が更にこれに参加しておつて、極めて分裂し、且つ割拠状態にあることは前から非常な問題になつてゐる点であります。今日いふ、関税法も改正され、関税行政もその内容において定率法の改正等、現在の事態に合うような改正になるわけでありまうが、これを扱う行政機関のほうに現在のようになくばら／＼になつておりました、民間の業者その他の関係から申しましても、非常に複雑であり、手続も多く、又申すまでもありませんが、一つの事務柄についてたくさんの方の書類を提出しなければならぬというふうなこともあるわけでありまうが、この際私にいたしましては、是非税関行政、或いは海運行政の一元化を図ることが絶対に必要なことだと思ひますのであります。これは或いは当委員会の問題外かも知れませんが、一応これらの問題に對しては、の経緯もあるようでありまうが、大蔵省の当局としてのお考えを承りたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 最初に先ほどの説明に補足しまして関税法の改正見込でございますが、附加して申し上げたいと思ひますのは、この異議があつた場合におきましては、今申上げましたように一月以内に税関長に審査の請求ができることとなっております。今度は審査の決定は必ず一月以内に税関長がして、これを不服申立者に通知しなければならぬ、こういう規定を挿入する見込でございます。

それからなお訴願審査委員会の制度がございまして、これも最近の情勢に應じて定員等を若干増加いたしまして、活発に動けるようにいたしたいというふうな考えております。そのことを附加して置きたいと思ひます。それからなお御指摘の問題でございまして、この問題は実は多年に亘るいろ／＼な錯綜しておる事情等もございまして、現在も私どもの立場といたしましては遺憾ながら考えておるのでございまして、御指摘のように港にいろいろな類似の行政機関が併立しておりました、そのために手続を受ける側といたしまして、国民の側といたしまして相当煩瑣である。あちこちの役所に駆けめぐらなければ手続がスムーズに行かない。こういう非難が大分一方においてはございまして、又行政の適正な運営という面から申しましても、これを或る程度総合的な官庁に統合するというのがよいんじやないか、こういう議論が実は相当あるのでございまして、それで昔の我が国の税関の組織は、そういう点から申しますと相当総合官庁としての役割を果していたのでございまして、戦時中或いは戦後、いろ／＼な事情からそれ／＼分立することになりました。現在は御指摘の通り全く多数の機関が港に分立しておる状態でございます。でこれをどういふふうに見たほうがよいのか。これはいろ／＼意見の分れるところだらうと思ひます。一つは、非常に何と申しますか縦の行政系統を重んずる考え方から申しますと、やはり例えば植物の検査でございますと、農林省が中央官庁としてございまして、その出先をそれぞれ持つて行く。それで検疫等についても同様な考え方が出て来るというので、この縦の行政系統を重んずる考え方をとりまうと、現在のようになつたというふうなことになる。併しそれよりも現場における横の連絡、横の調整がむしろ重要である。そのほうがより行政的に能率がいいという考え方をとりまうと、むしろやはり総合官庁にしたいという考え方の方が強いのでございまして、率直に申し上げまして私どもこの税関を所管しておるものと

いたしましては、どうもやはり或る程度総合というふうに行くほうが我が国の実情には即するんじゃないか。業者の利便から申しまして、或いは行政官庁の経費をできるだけ少くする、人員も節約するというような点から申しまして、港における行政機関は統合という方向に行くのがどうもいいんじゃないかと考えておりますが、併しなかにこの問題は多年の沿革、或いはいろいろな事情等ございまして、現在のところは遺憾ながらまだ私どももいたしましては満足な解決を得られておりません。こういう問題につきましては行政の能率化、行政整理といったような問題と関連いたしまして、今後内閣等において真剣に取上げて検討してもらいますことを私どもとしましては希望いたしておりますのでございます。ただ今すぐどうこうというほどのことではないと思ひますが、将来の方向としてはかような方向に行つたほうがいいんじゃないかと考えておりますが、今の段階におきまして一応の見解だけ申上げまして御参考にあつたような次第であります。

○愛知揆一君 それからいま一つそれに関連して伺いたいのは、前回ですか、前々国会に税関の官吏の一部の者に武器を持たせるといふことが法律で制定されたわけでありましたが、その後の密輸の取締りの状況、それから海上保安庁と税関の官吏との業務の分担関係について伺いたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 武器の携帯に関しましては先般の国会で法律案が通りまして、早速実行することにしたしておりますので、目下実行に移らんとしておりますのでございます。

先般関係のものを中央にも集めて携帶する場合の注意等も相当細かく與へまして実行する段階に入つておるわけでございます。で密輸につきましてもなかに最近の密輸が大分事情が悪化しておりますが、今回更に税関の官吏につきまして主としてこの監視部の充実にあつて、予算の上におきましても税関だけは特例を認めてもらひまして、約千五百人ほど増員して取り締りに當らせることにいたしております。勿論取締り以外の点、例へば今御指摘の從価税の正しい査定等のために監査官等の増員もございしますが、主として密輸取締りのための不足の補充という意味からいたしまして増員を考えているのでございます。

それから密輸の取締りの実績でございますが、簡単にそれを申上げますと、一九四九年におきましては、つまり昭和二十四年中におきましては密輸出が三百四十四件、密輸入が千四百七十七件、合せまして千七百七十四件を密輸いたしております。二十五年におきましても大体余り異同ございせんが、密輸出が二百四十二件、密輸入が千五百三十三件、合せまして千七百七十五件、大体まあ金額におきましても、密輸物件の価額におきましては二十四年が三億四千万円に對しまして二十五年も大体同額の三億四千万円程度の物件のものを密輸いたしております。で何しろ手不足等の関係もございしますので、今後は大いに増員いたしまして一層密輸の適性化を図るよう努めたいと考えておる次第でございます。

それから海上保安庁との関係でございますが、これは一応法律で税関の担

當する分野と海上保安庁が担当する分野と一応のラインは引いてあるのではありませんが、海上保安庁といたしましては領海、或いは少く港から離れた地域におきましては、相当密輸等につきましても取締りに當つておるものでございします。ただその密輸の取締りが必ずしも主たる任務ではないといつたような点もありまして、連絡等の点につきましてはなお今後相当改善すべき点も残つておるようでありまして、かような点につきましては極力連絡をよくいたしまして効果を上るようにして参りたい。で一部では、アメリカ等では海上保安庁の組織は税関の組織と非常に緊密な関係にありますので、同じ財務省の所管になつておりまして、関係方面の内部にもそのほうがいいという意見も大分ありますが、併し海上保安庁の任務はそれだけに限られていない状態でございますので、我が国といたしましてはすぐそこまで行きますのは如何であらうかというふうに考えております。できる限り連絡をよくいたしまして密輸の取締りの実効が上るよう今後努めて参りたい、このように考えております。

○愛知揆一君 それから次に具体的なこの定率法の改正案について、二伺いたいと思ひますが、その一つは石油コークスの問題であります。改正案によりますと從価五%ということが石油コークスについては考えられておるようでありまして、石油コークスは今日までのところでは主として石灰窯素製品の原料として使われておつたようでございます。これは国内のコークスだけでは十分の需要を確保し得ないので、大体四割ぐらいの石油コークス

か或いは輸入の優秀炭を混入して参つておるようでありまして、現在のところでは輸入計画等の関係からもつぱら石油コークスを混入することになつておるようでありまして、これは国内に生産設備がありませんし、国産も皆無でありますので、ちよつと考えますとこれは無税にして然るべきではなからうかというふうな考えもあるかと思うのであります。更に最近の状態を調べて見ますと、製鉄関係におきましても石油コークスは相当利用されておるよう聞いておるのであります。最近までのところでは僅か数千トンが製鉄用の原料炭に代るものとして使われておるに過ぎないようでありまして、すでに相當の成績も上つておるようでありまして、單に今申しました石灰窯素の關係のみならず製鉄用原料といふ關係からいつても、石油コークスは他の原料と同じように無税にしてはどうかという考え方が妥當ではなからうかと思ひますが、この五%とされました根拠、理由を伺いたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 石油コークスに對しまして五%の關稅率を設けましたゆゑは、御指摘の通り石油コークス自体の生産はございせんが、それを保護するというような趣旨ではなくて、むしろそれと競争の關係にありまして、石油の石炭のタール、ピッチ、コークス、これとの競争する關係にありまして、そういうものの保護ということをつまみ石灰窯の關連工業の保護ということを考えてまして、まあ若干關稅率を設けたのでございます。ただ御指摘の通り、これは相當石灰窯素等にも用いられますし、又近くはお

話の通り製鉄業等にも相當使うといふような事情もございします。で、稅率としては五%という最低稅率を設けることにいたしましたのでございます。私ども製鉄のほうにつきましては、極く最近のことでございますので、詳しいコストに及ぶ調査はまだできていないのでございしますが、石灰窯素のほうはそういう問題がございしたので調べて見たのであります。石油コークスに五%程度關稅がかかると、石灰窯素の小売價格ではなくて、生産者の販売價格ですが、それに対して大体一%未満と申しますか、一%未満程度の影響があるに過ぎない。一%未満と申しましては大量物資でございますから、相當額としてはまともなるかも知れませんが、まあその程度でございます。れば、單に肥料の値段が直ぐに上らないうで、企業の合理化等で吸収ができる部分もあるであらうし、この際としてはまあ妥當じゃないかというふうに考えてこの案を提案いたしております次第でございます。

それから製鉄業等につきましても若干の影響はあらうかと思ひますが、まあ最近の製鉄業の状況から申しますと、特にこれを減免するといふほどの強い理由があるかどうか。私どもはそれは理由は先ずなからうと考えておるのでございますが、一つの問題点ではあらうと考えておるのであります。

○愛知揆一君 今ピッチ、コークスのお話がございましたが、大体この石油コークスの問題はピッチ、コークスの生産を国内において確保するということと、それから主として肥料、食糧等の關係に及ぼす石灰窯素の關係と、そ

れからいま一つ新らしく起つて来ておる製鉄用原料としての問題、三つの点をどれに一番重きを置くかということが問題だと思ふのであります。で製鉄の關係においては最近製鉄業者からも陳情が出ておるようであります、それなどを見ますと、現在アメリカ、インドから輸入しております石炭については主として運賃の高騰によつて、例えばG.I.F.の価格が昨年の十月から約十二ドル騰貴しておる。ところがそれに対して石油コークスも相当値段が上つておるけれども、遙かに輸入石炭の価格には及ばない。入手先も極めて容易に入手ができるというようなことで、二十六年年度の鉄鋼四百萬トン計画というものがあつたわけでございまして、その四百萬トン計画の遂行のためには輸入原料の確保が絶対必要である。且つ先ほど申しましたように石油コークスの使用ということも試験的のみならず完全に成功しておるのでありますので、この点はなお十分研究をお願いしたいと考えております。

それからその次の問題は船舶の問題であります、これも申すまでもなく、現在船腹の増強ということについては各方面でいろいろの対策を強力に推進いたしておるわけであります。ところがこれは新造だけでは問題は急速に解決できないので、買船計画も相当御承知のように進んでおるわけであり、また金銭上、その他の点においても政府でもいろいろの手を打つておられるわけであり、今回の案によりますと、船舶建造用の材料については殆んど全部免税してある。ところが船舶自体の買入れについては免税が行われぬということになつており

まするので、ちよつとこのバランスがとれないような感じがするのであります、この点の御見解は如何でございましょうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今お述べになりましたこの船舶の原材料、部品等に対しては免税する場合が多い。製品に対して課税するのはどういふわけかという問題でございまして、これはやはり船舶の製造というものは、大体今までの状況から申しますと、国内で相当できるので、なるべく国内の造船業で船舶を造るようにしたという意味におきましてこの船舶に關稅率を盛つておるのでございまして、ただこの点につきましては最近非常に船舶の逼迫が顯著でございまして、一種の緊急事態を生じているような点もあるようでございまして、従ひましてこの緊急事態に対処するため日本の船舶工業でどうしても消化のできないようなもの、或いは臨時に特別の船を輸入する場合、こういうような場合につきましては定率法のほかに別途に特別の措置を講ずる必要があるかどうか。そういう問題に対しては別に考えてみたい。基本的にはやはり日本の造船業の状況から申しましてこの程度の關稅率を盛つて置くことは私は私どもとしましては必要なことではないかと考えておる次第でございまして。

○愛知探一君 この問題は船腹の増強問題として取上げられる場合には、大蔵大臣初め、新造だけではなく、例えば沈船の引上げなり、買船なり、それらの方途も合せ大いに行わなければならぬ。そのために金融上その他いろいろの手を考へておる、こういうことではありますので、イン・ザ・ロング・

ランで考えれば勿論新造に重点を置くべきであります、当面の対策としてはどうしてもやはり用船なり、買船に相当の重点がかかると思ふのであります、そういうふうな船腹増強としての考え方から言いますと、今の御説明とその点とは多少の懸隔があるように思われるのであります、今の御説明であります、何だか緊急事態という事であれば、この定率法は定率法として、何か臨時的な措置でもお考へになるといふ意味なんでしょうか。重ねて伺いたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 御指摘の通り非常に今船舶不足のために緊急に輸入をしなければならぬといつたような事情がありますので、この事態がどれだけ続くかわかりませんが、今は非常に異常事態の一つと私考へられるのりでございます。そういうものに対処しまして、この關稅定率法の基本税率を別途に臨時的な措置を講ずるか講じないかという問題について考えますと比較的考え易いので、そういう問題として別に考えてみたいといふふうに考える次第でございまして。

○木村義八郎君 只今の問題に關連しまして、單に船舶だけでなく石油税關部長のお話にもあつたのですが、自動車部分品のほうは税率は非常に安い、完成品のほうが高い。これはヨーロッパでもこのような問題は非常に起つたと思ふのであります、外國資本が日本に來て原材料をどん／＼輸入して外國資本が国内で製品を作るといふような場合、これは日本の産業の競争上非常に國內の産業が苦境に立つのじやないかと思ふのですが、そういう点についてはどういふ考慮を拂われましたか。

か、恐らく造船それから自動車その他にもそういうケースがあるのじやないかと思ひます。そういうケースについて、これは非常に重要な問題になると思ふのです。今後講和條約ができた場合、又今作つた關稅定率法がすぐ変えられるか変えられないかというやうな問題もあるでしようが、この点非常に重要な問題でございまして、どういふお考へか。それから造船、自動車以外に、又そういうやうなケースがあらましたら指摘して頂きたいと思ふ。

○政府委員(平田敬一郎君) 御指摘の点は、実は關稅定率法を作ります際に相當審議し議論した点でございまして、自動車の場合、殊にその点大分議論いたしましたのであります。結局提出いたしております案は、完成品は大体四〇％、トラック、バスは三〇％、部分品は三〇％、乗用車の場合には一〇％の差をつけておるのであります、全部一率にするのはやはり行過ぎではあるまいかと思ふので、やはり運賃その他の關係で幾分部分品でありますコストが安くつきます。完成車で持つて来るよりもやはり部分品で持つて來て組立てて作つたほうがまだいいのじやあるまいかという点も若干考慮に入れます、併し余り大幅に考慮に入れますと今度日本の自動車工業自体に影響して参りますので、そこまで考慮できないと思ふのであります、若干そういうやうな点も考慮いたしまして一〇％の差をつけることにいたしましたのであります。部分品その他につきましても、同様に配慮を加えておりますものが相当ございまして、これは御指摘の通りでございまして、こういう程度でございまして、非常に又

部分品が入つて來て、日本の自動車工業自体に重大な影響を受けることは先ずないだらう。そういうことから完成品で輸入するよりも、場合によりましては部分品で輸入して日本で組立てるというふうにもつていつたほうがいいものもございまして、そういう点を考慮いたしまして、若干の差をつけておる次第でございまして。

○木村義八郎君 聞くところによりますと、イタリーなど随分アメリカの自動車が入つて來て、イタリーの自動車産業が非常に苦境に立つてゐる、このことを言つておられますが、一応実施して見まして、そういう弊害がなければいいのですが、若しそういう弊害があつたやうな場合、この占領下で作られる關稅定率法でございまして、いろいろの制約もあると思ふのですが、この關稅率をそういう弊害が起つた場合に、これは又それに対処してすぐ改正できるやうな性質のものなんですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 只今お話のやうな点は大部分私も審議いたしまして、例えば今の自動車の部分品の税率三〇％完成品四〇％、これでいいとします、勿論これは主として通産省の自動車關係の意見で結局きめたのでございまして、部分品に三〇％程度かけて置きますれば、先ず非常に外國の自動車が入つて來ても、日本の自動車工業に脅威を與えるといふやうなことはないと思ひます。どうせ日本で輸入しなければならぬ。あるいは輸入しなればならぬ。そういうものにつきましては、部分品を持つて來て内地で組立てるといふことにいたしました、むしろそのほうがい

いんじやないかという点を考えまして、この程度の差を設けたわけであり、この程度のおお尋ねの将来の変更の問題でございますが、関税率の問題は国際的影響がございますので、余り頻々と変えますのはどうかと思ひますが、併し事情の変化或いは実施いたしました上で、どうも妥当でないといひます問題につきましては、或る程度の補正ということには私は無論これはやるべきだと思ひます。又可能性があると思ひます。それから一遍に更へ上げてという傾向に全面的に持つて行きますのはどうかと思ひます。従ひまして、この案を作ります上におきましては、御指摘のように海外方面の日本におられるかた々の抵抗が強くつたのであります。我々としては、成るべく将来のことを考えまして、余り頻々と変えないでもよいようなものを一応作つて置こうというので、御意見は十分尊重して原案を作成した事情でございます。そのことを併せて附加して置きます。

○木村義八郎君 只今お話のように一逼きめてしまふと、なか／＼これは實際問題として変えにくいのでありますから、この関税率のきめかたについては、相当慎重を要し、又非常な重要な意味を持つて来ると思ひますので、御質問申上げておるわけなんです、この関税率法の税率をきめて国会に出されるまでに固まつたのはいつ頃でございますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 最後に最後案の固りましたのは昨年の暮関係方面に出しまして、それから更に最終的にこつちの案を出しましたのが一月中旬でございます。そしてそれ／＼の事

情はできるだけ取入れて、たださつき申しましたように関税率は非常に短期の、今の事情だけで判断するわけにもいかず、それかといつて将来のことばかりでもないで、私はその中間ぐらゐのところでやはり考えて妥協性を持つての正しいのではないかと考えております。従ひましてできる限り若干長期の見通しもつて、外国の関税率を参考にし、或いは我が国の過去の関税率を十分に参考にし、産業界、官庁の意見を聞き、お互いに議論、討議をしてこの案を作成したことを申上げて御参考にお供したいと思ひます。

○木村義八郎君 只今お話を伺ひますが、實際この国際的の経済情勢は昨年の十二月にトルーマンのあの非常事態宣言からアメリカの物価は騰貴し、国際的な経済情勢が非常に變つて来てるのです。ですから十二年以前と十二月後では、非常に情勢が變つておる。殊に最近では又非常に變つておるとは御承知の通りであります。そういう変化、その後の変化が一応これに織り込まれていないのじやないですか。十二月以前より十二月以後が私は非常に重大であると思ふのです。これはひとりと関税ばかりでなく、予算なんかについてでもそうですし、全体について言えるのですが、その点は、これを作つてしまつてから相当又情勢が變つて不適当であるといううなことが起つてやしないのですか。ものによつては……。

○政府委員(平田敬一郎君) 基本的な事情は朝鮮動乱を前後にいたしまして非常に變つたことは御承知の通りであります。海外の物価等は十二月以後相当顯著な値上りを示しておるのであり

ます。日本の御産物等も相当値上りしてその後も日を追つて上つておるといふような状況を迎つております。基本的にこのお話の通りにアメリカの非常事態宣言があつてから経済政策と申しますか、統制と申しますか、そういうことにつきましては大分顯著な変化が認められておるようでございますが、すべての経済の基本的な流れはその前から大分動きつたわけでございます。従ひまして、私もそういう点をできる限り見ておるのでございますが、ただ今申しましたように、関税率はやや長期の目で見なければならぬので、全くそのとき／＼の現象だけを見て参るといふわけにはいかないと考えております。従ひまして過去の関税率の問題、産業の状況、それから海外の関税率等がどうなつておるかといううな点を十分考慮いたしまして、現在として或る程度長期に亘る妥當な関税率を定める方針で立案したのであります。お話の通り顯著な事例といたしましては、無論若干、先ほど愛知委員からも御指摘がありましたやうな事情がその当時から若干起つていたのでありますが、更に顯著になりつつあるというものもございします。そういうものにつきましては、基本的な関税率のほかに、別途に臨時措置といたしまして一年かそこらの期限を切りまして、特別の措置を考へようといううな方向のほうにむかう解決しやすいのではないかと。そういううな解決を必要とするものが若干出て来ておりますことは、確かに御指摘のやうな感を私も抱いておるわけでございます。ただ基本的な関税といたしましては、先ず原案で参りまして、もう変えなければならぬという

ような事情は私は比較的少ないのではなから、このように考へておるわけであります。

○木村義八郎君 先ほど愛知委員から言われましたやうに、造船などにもそういう顯著な事例が出て来ておるのですが、今非常に長期的に考へなければいけないという御答弁ですが、最近の情勢の変化をどう見るかという問題で、これは政府はいつでも朝鮮動乱が起つてから後余り時日が経たないから、短期間で経済変化を考へてはこれは早計だといふやうに考へては、これは質的な変化が来ておるのですが、その意味で時間的なものとしてのみ考へないで、相当やはり根本的な変化が来ておるやうなもので、日本で今緊急物資の輸入の問題も起つて来ておる。これはそんな短期の問題ではないのです。そういううな意味もありまして、更にこれも関税の問題と為替の問題と、或いは政府の貿易政策と、そういう通商上の問題、あらゆる観点と関連させて関税の問題は考へなければならぬと思ふのです。そういう相互的な観点からこの関税の問題を検討されたかどうかこの点について伺ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) これは勿論大蔵省が主としてやつたというよりもむしろ各省集まりまして作り上げたといつたほうがむしろ正しいかと思ひます。この立案にはそれ／＼生産担当官庁から提案してもらひまして、どのくらい税率を上げて欲しいかという先ず資料を出してもらひまして、それを名関係官庁が集まりまして、実は大分議論をしてきめたのであります。その際におきまして、勿論安本等にも参

加をしてもらひまして、将来の産業政策並びに最近の状況等もできる限り考慮に入れまして、妥當な関税率を定めるといふことにいたしましたのでございします。従ひまして非常に短期の事情が十分入つておるかというところになります。これはなお若干問題になる点はあるかと思ひます。或る程度の見通しと申しますか、長期に亘る関税率の定率といたしましては、先ずかやうな点をいろ／＼な角度から個別的に各品目ごとに議論し、十分そういう点を配慮に入れたつてきたといふことを申上げて置きます。今基本的な事情の変化の一例として申上げますと、鉄鋼であります。鉄鋼は昨年の夏頃までは相当高い関税率をかけなければ成立たない、そういう業者の意見でありました。併しその当時におきましては、鐵鋼は基礎資材でありますし、それからいろいろ輸入原材料の価格或いは輸出製品の価格にも影響を及ぼし、又鉄製品の出産もあつたといふことで、税率としましてはできるだけ低くしたほうがよい。そこで結局一〇%、一五%というところに落ちついたわけでございます。その後、鐵鋼事情は急激に變りましたが、基本税率としましては先ずやはりそれでよろしかろう。併し当分の間は差当り免税して置こう。そういう措置を附加しまして事情の変化に対応した処置を講じた点もございします。従ひまして基本的な問題と極く最近の情勢の変化の問題とを、私どもできるだけマッチするやうに工夫をいたしておるのでございします。なお先ほど愛知委員の御提案になりましたやうな問題につきましては、更に最近

問題が出て参りまして、更に情勢が緊迫化しまして、場合によりましては特別の臨時措置をいたしまして若干の補足を施すような事態が生じますことも率直に私認めておる次第でございます。

○木村福八郎君 先ず基本的にこれできまして、今御答弁になりましたような鉄鋼、その他には臨時的措置で、食糧なんかも一応臨時的になつておりますが、そういう措置を講ずるだけの弾力性というものは割合にあるのですか。今後実施して見て、そういう臨時措置として対処し得る弾力性は相当あるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) その点は、例えば非常に短期に限りまして、非常に事情が顯著に変わった場合は関税率を或る程度変えて行くというようなことは比較的私ども国際的にもやりやすいのではないかとこのように見受けられます。併しその場合におきましても引上方向に行きますのは、どちらかと申しますとなか／＼国際的にもやりにくい。むしろ引下方向に行きますのは、これは非常にやり易い、むしろ場合によりましては、そういう措置をとることにしまして、通商協定上有利な地位を日本として占め得るという場合も出て来ると思ひます。それ故に特に高くしておるわけではないようにお願いしたいと思ひます。そういう点をお願いして特別に高くしたわけではございませんが、その妥当性を見てやりましたわけなのであります。併しなから事情に変化が起つたという様な場合には、引下の臨時の措置を講ずるといふようなことは、これは相当可能性

が多いのではないかと、かように私は考へております。ただいいとか悪いとかということとは事情をよく考慮してきめなければならぬと思ひます。

○木村福八郎君 関税収入は二十六年度の予算は五十億出ておりますが、今度の関税改正による収入を見込んでおると思うのですが、もつとこれは最近物価も上つておるようですから、もつと増収になる、こういうように見込めてないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) この点は若干高めに見積つておると申しますか、大体貿易の輸入額を基にしまして一応出て来たものの八割を最低限に見る。いろいろ事情の変化等がございますので、必ずしもそういうことは適当でなからうかというところで実は八割を見込んでおりますが、原案が全部通過いたしましたので、そうして輸入も相当計画通りに十分促進できるということになりますれば、或いは若干出て来る可能性はあると思ひます。併し今の状況といったしましては、先ず関税は国際的に随分変わりますので、見積りに関してはこの程度の見積りでいいのじやないかという意味で、大体一応計算したものの八割ということで見積つております。一応御参考に申し上げます。

○木村福八郎君 予算説明書ですと、旧法による収入見込みとなつていますが、この旧法という意味は所得税についてだけのことなんでしょうか、この説明書です。

○政府委員(平田敬一郎君) この旧法と申しますのは、余りむずかしくそう考えたわけでもございませんで、関税はもと／＼従としまして、財政目的にありまことはこれは勿論私も考へて

おるのでございまして、主として保護関税として考へておりますので、当然改正になるものという前提で実は両方を見ておるようなわけでございまして、内国税の一般の場合とちよつと違つて、ただそれだけの理由で改正が施行された場合の見積りをそれ／＼計上しております。それだけのことを一応申上げて置きます。

○木村福八郎君 そうですか、この関税改訂の差当りはこの程度の収入なら大したことはないのですが、物価への影響ですね、これは次ぎ／＼と第二段階、第三段階とだん／＼影響しますから、物価への影響というものはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは大体今の日本の輸入品は原材料が大部分であつたと思ひますが、これは殆んど無税になつております。繊維原料、それから鉱産物の原料、これも全部無税でございまして、殆んど有税なものはないと思ひます。で食糧も臨時的に殆んど無税にしておる。若干課税してあるものもございまして、従いましてこれによりまして、差当り物価に及ぼす影響というものは一般的には殆んど問題にするに足らんものと思ひます。個別的なものにつきまして多少の問題が出て来る。ガソリン、重油、原油に關税を上げますと、ガソリンの価格にこれはいろいろ／＼な計算方法があるのございまして、三％乃至六％の程度響くものじやないかと見ておりますが、その結果一部のトラックなり、バス運賃が二割、三割上るといふ声があるようですが、これはそんなことはございませんで、一般に影響するかどうかというく

らしいの問題じやないかとまあ考へております。比較的影響の大きいのは重油、油に対する関税になつておりますが、その他にも勿論若干ございまして、砂糖なんかも若干関税をかけることによりまして、變つて来ると思へておりますが、全体としては物価に及ぼす影響は殆んどさつき申しましたやうな、輸入構成の状況からいたしまして、大した問題じやないかと考へております。

○松永義雄君 ちよつと関連しまして、了解を得ましたから……。ちよつと砂糖のことでお聞きしたいと思ひますが、只今お話がありましたので……。附則ですね、附則によりまして四月一日からこの法律は施行になります。食糧の輸入税を免除する法律は廃止する、率直に聞きますが、砂糖の配給価格には影響しないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 砂糖につきましては四月から関税を粗糖に一〇％、それから精製糖には二〇％課税することになつておりますが、この結果若干四月一日以後砂糖の値段が上つて来る、これはもう止むを得ないことだと考へております。でございまして、現在砂糖はやはり公定価格がございまして、関税と公定価格に相当な開きがあるようございまして、従いましてこの程度上げまして別に輸入を阻害するということもないし、又配給される価格が若干上りましてもまあ影響はたじかあることはございまして、それはたゞ實際上にこの家計等に重要な影響を及ぼすことは先ずあるまいという考へでございまして。併し確かに関税がかかりました値上りしますことはこれはどうもいたしかたないことと考へて

ております。

○松永義雄君 これはまあ味噌のことについてもお話があつたと思うのですが、どれくらい率で上つて行くことになるでしょうか。この法律によつて関税が新たにかせられて来るという……。

○政府委員(平田敬一郎君) 砂糖につきましては、大体入つて来ておりますのが粗糖が多い状況でございまして、これに對して一〇％かかりますので、精製糖の而も到着輸入価格に対する税率でございまして。小売価格に及ぼす影響は精製糖にして配給される場合におきましては、先ず五％前後くらいの影響ではないかと考へております。

○木村福八郎君 そのほか食糧につきましては大豆、玉蜀黍、高粱、これにつきましても今まで無税であつたようですが、かかるということになりますと、そういうふうな価格騰貴も現われて来るのじやないかと思ひますが、これはどの程度の価格騰貴が見込まれるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 大豆に對しましては一割課税することにいたしましたのであります。これが結局大豆を原料として油を作る、その油に對して幾ら影響するかという調べでございまして、恐らく一〇％よりも大分下廻つておりますが、今ちよつとその調べを手許に持つておりませんので、あとで調べましてお答え申上げたいと思ひます。

○木村福八郎君 あとでよろしいですが、この関税率改正によつてそういうガソリン、石油、砂糖、それから今の大豆とか、そういう食糧類があります。消費物資、日本の我々の生活物資に

対してどの程度の影響があるか、何か資料みたいのを作れましたら、うんと細かくなくてもいいですが、大体の重要な生活物資についてできましたら資料を御提出願えませんか。

○政府委員(平田敬一郎君) できるだけ取調べまして御提出いたします。

○木村福八郎君 最後にもう一つお伺いしたいのですが、これは輸入関税のほうじやないのですが、輸出関税の問題ですね。これはスエーデンあたりでも問題になつて言われているのですが、この問題については大蔵省として最近の事態に鑑みて何か研究されておるかどうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 輸出税を課税するか、しないか昔から多年問題になるのでありますが、やはり輸出の振興を図るといつたような時代におきまして、関税をかけるのはどうかというのでいつも立消えになります。話には出て実行には見えないというのが今までの例でございます。最近も若干そういう議論が出ておりますが、まだ私もといましては果して実行していいというような、真剣に考える程度の段階にまでまだ来ておりません。従いまして今すぐ申上げるのは差控えたと思ひます。大体輸出税を課税してあります。実際の状況を調べて見ますと、比較的原材料の特産物を産出してある意味におきまして、そういう而も比較的産業の発展が低い国におきまして輸出税を取つてゐる例が相当あるようでございます。アジアにおきまして、タイとか仏印とか或いは印度、パキスタンといったようなところは特産物について或る程度の輸出税を課税しまして、これは価格調整費というより

は、むしろ財政収入の目的としておるかと思ひますが、そういう例があるようでございます。ヨーロッパにおきましても若干そういうものを取つてゐるのがあるようでございますが、まあ、余り産業の進んだ国におきましては、こういう例が比較的少ないような状況でございます。まあ為替レート等の関係もありまして、将来或いは問題が出て来ないとは私も申上げかねるかと思ひますが、今の段階におきましては、まだあまり立入つてこの際申上げるまで研究の進んでいない、或いは必要に迫られていないと申しますが、そういう状態でございます。御了承願ひます。

○木村福八郎君 これはまあ大蔵省のほうでは研究していないようでありまして、通産省あたりで一つ問題になるのですが、殊にビレットなんか、国内価格が余りに国際価格より安いのでどん／＼出て行つてしまふ、それから紙なんかもそうだと思う。化学薬品、非鉄金属、そういうものについて内需が非常に圧迫される、どん／＼海外に出て行つてしまふので、それはまあ通商産業政策、貿易政策との関連ですけれども、大蔵省も一つのこれは問題だと思ふのですが、通産省のほうとしてはこれはあなたにお聞きするのは筋違いかも知れませんが、大蔵省としては考へていなくてもそういう内需を保護する、こういう意味で何か研究をされていいでしょうか。

○政府委員(平田敬一郎君) そういう個人的な意見をばつ／＼述べているような人も中にはあるようでございます。し、又雑誌等にもそういう意見を主張せられてゐるかたもありまして、私ども若干の関心を実は持つてゐるわけで

あります。併しまだいざ具體的にやるべきだといふところまでには通産省の意見も参つていないのじやないか。私どものほうでも、まだまとつた話といたしましては別段話がないくらいでありまして、或いは将来問題になるかも知れませんが、今の状況では大体そういう程度のことでございます。これはよほど前は御承知の通り調整料といまして類似な措置をとつていた例もあるでございます。殊に中華におきましては大部分そういう措置がとられていたようでございますが、非常に国内物価と国際物価との関連の問題が深刻になつて参つて、それをどうしても遮断するやうな或る程度の方法を講ずる必要性が緊急に起つて参りますと、私ももそういう問題も一つの有力な議題としてもいいのではないかと見ておりますが、今のところまだ具體的に話を進める段階に参つておりません。

○理事(大矢半次郎君) 本日はこれを以て散会いたします。

午後三時十五分散会

出席者は左の通り。

委員

大矢半次郎君 杉山 昌作君 木内 四郎君 岡崎 眞一君 黒田 英雄君 九鬼紋十郎君 松永 義雄君 小宮山常吉君 小林 政夫君 山崎 恒君

政府委員

大蔵政務次官

西川甚五郎君

大蔵省主計

佐藤 一郎君

大蔵省主計

平田敬一郎君

大蔵省銀行局長

舟山 正吉君

郵政省貯金局長

白根 玉喜君

郵政省簡易

金丸 徳重君

事務局側

常任委員

木村常次郎君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君